

長泉町公立教育・保育施設再配置計画（素案）

概要版

【パブリック・コメント用】

（注意）

計画内容については、

頂いた意見や今後の協議により変更する可能性があります。

令和6年2月現在

長泉町

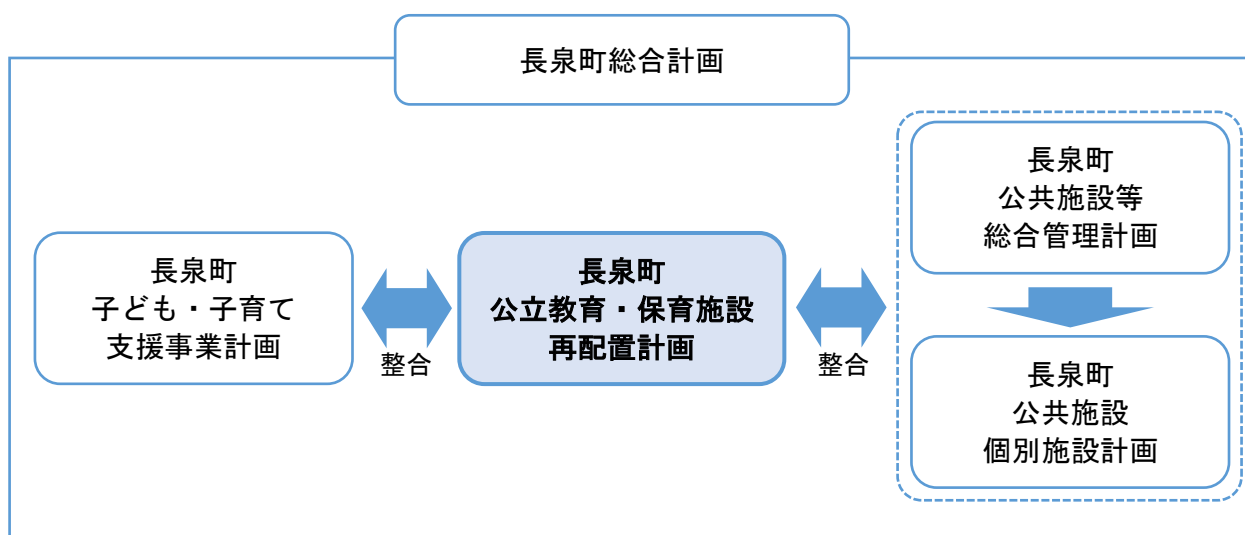
策定にあたって

1. 背景と趣旨

本町は現在も人口増加が続いており、今後数年は増加が続くことが予測されていますが、急激な社会情勢の変化を背景に、子どもや子育てを取り巻く状況は大きく変化しており、これらに対応した施策の推進、子育て支援の充実が求められています。本町の公立教育・保育施設は、幼稚園が3園、保育園が2園、認定こども園が2園の合計7園ありますが、共働き世帯の増加などにより、保育園および認定こども園の入園希望者数は増加している一方で、幼稚園の入園児童数は大幅に減少しており、町全体としてバランスの良い教育・保育施設の整備が必要となります。

そこで、公立教育・保育施設の配置及び規模の適正化を行うとともに、今後の効率的な運営や定員設定などの、整備を計画的に進めるための基本的な方針を示す「公立教育・保育施設再配置計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、計画策定から概ね10年間とします。

なお、今後の国（制度）の動向や社会・経済情勢の変化、上位計画の見直し等に応じて適切な検討を行い、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 圏域及び対象施設

「長泉町子ども・子育て支援事業計画」において、子ども・子育て支援サービスの提供区域を町全域としているため、本計画においても、この圏域を踏襲します。

また、本方針の対象施設は、長泉町が設置する「幼稚園」、「保育園」、「認定こども園」としますが、計画の検討にあたっては、私立幼稚園や民間保育園、民間認定こども園、民間小規模保育事業所の状況も考慮することとします。

■対象施設一覧（公立教育・保育施設）

施設区分	施設名	定員
幼稚園	長泉幼稚園	90人
	東幼稚園	105人
	桃沢幼稚園	105人
保育園	竹原保育園	120人
	中央保育園	90人
認定こども園	北こども園	216人
	南こども園	144人



【参考】

- 私幼稚園 … 1施設
- 民間保育園 … 3施設
- 民間認定こども園 … 2施設
- 民間小規模保育事業所 … 7施設

教育・保育施設の現状と課題

1. 人口の現況及び推計

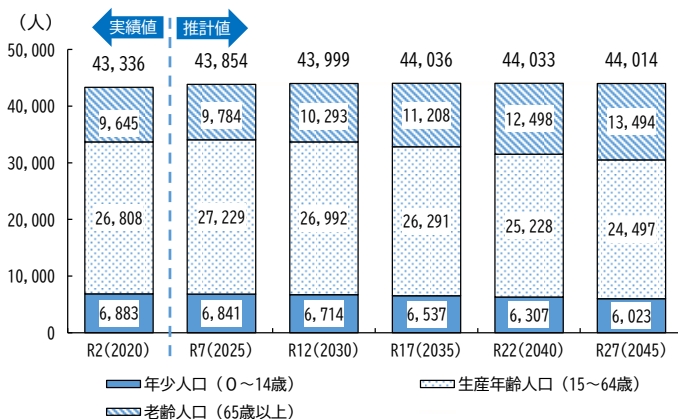
■出生数

単位：人	H27年 (2015年)	H28年 (2016年)	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R1年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	R4年 (2022年)
出生数	502	468	441	453	410	413	398	379

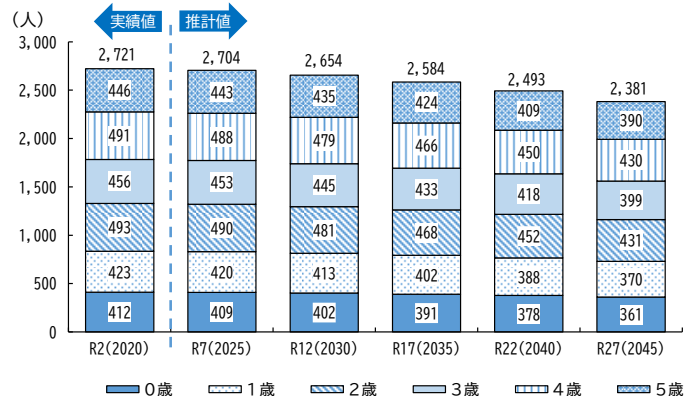
平成27年に500人を超えていましたが、令和3年に300人台まで減少しており、令和4年までの7年で約24.5%（123人）の減少率になっています。

■総人口及び就学前人口の推計

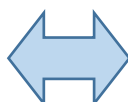
[総人口・年齢3区分別人口]



[就学前人口]



長泉町人口ビジョンでの推計によると、おおむね横ばいで推移していきます。



一方で、就学前人口は減少傾向のまま推移していき、20年で約10%減少します。

2. 教育・保育施設利用の現況及び推計

■公立教育・保育施設利用の推計

[幼稚園]

		実績値	推計値	
		R4年 (2022年)	R17年 (2035年)	R27年 (2045年)
公立	施設数(か所)	3	3	3
	定員(人)	300	300	300
	園児数(人)	141	142	142
	利用率(%)	47.0	47.6	47.4

[保育園]

		実績値	推計値	
		R4年 (2022年)	R17年 (2035年)	R27年 (2045年)
公立	施設数(か所)	2	2	2
	定員(人)	210	210	210
	園児数(人)	196	193	190
	利用率(%)	93.3	91.9	90.7

[認定こども園]

		実績値	推計値	
		R4年 (2022年)	R17年 (2035年)	R27年 (2045年)
公立	施設数(か所)	2	2	2
	定員(人)	360	360	360
	園児数(人)	292	279	275
	利用率(%)	81.1	77.7	76.4

直近3年の利用率の平均値と、利用率の平均増加率を用いて推計したところ、保育園は、引き続き高い利用率で推移していくと想定されます。一方で、幼稚園、認定こども園は、利用率が減少傾向で推移していくと想定されます。

3. 公立教育・保育施設の課題

(1) 就学前人口の減少に対応した持続可能な施設整備

保護者が子どもを預ける施設を選ぶ際にも、児童が実際に通ってから、最も重視しているのが「自宅から近いこと」であり、町内のどこに住んでいても、安心して子どもを預けることのできる施設配置が必要となります。将来にわたって持続可能な施設整備の推進が求められます。

(2) 保育園利用希望数の高止まりと幼稚園園児数の減少への対応

保育園の利用希望数が高止まりとなっている一方で、幼稚園の園児数は年々減少しており、特に公立幼稚園3園の総定員数に対する充足率については、50%に満たない状況となっています。

保育園における待機児童ゼロを継続するための取り組みと、幼稚園における教育・保育を行う上で望ましい、集団活動が行える環境の確保が必要となります。

(3) 多様化する教育・保育ニーズへの対応と保育士・教諭の確保

教育・保育ニーズが多様化する中、教育・保育の質の維持向上が求められますが、保育士・教諭は慢性的に不足しており、職員の確保及び個々の資質向上に向けた取り組みが必要となります。保育士・教諭の確保及び資質向上に努めるとともに、公立施設の集約化などを考慮した、適切な人員配置を検討していくことが求められます。

(4) 維持管理費や運営経費などの財政負担の増加への対応

公立施設の運営経費は、利用者からの負担のほか、全てが町の一般財源により賄われており、大部分に国や県の財源が充てられる民間施設との間に、大きな差があります。施設の改修・更新については、子どもの安全を第一に考えながら、計画的に進める必要があり、運営については、教育・保育サービス提供の充実のほか、民間移管などを検討していくことが必要となります。

教育・保育施設再配置の方針

1. 公立教育・保育施設再配置の基本方針

今後の公立施設の整備については、公立施設が担うべきである、教育・保育環境の充実を図るための中心的・先導的な役割を十分に果たしつつ、教育・保育ニーズに合った質の高いサービスの提供を第一とし、施設の利用動向など包括的な視点から、基本方針を下記のとおり定めます。

基本方針：将来需要を見据えた、適正な公立教育・保育施設の再整備と質の向上

- 需要に応じた施設の適正配置の推進
- 質の高い教育・保育の提供のための役割・機能の強化
- 教育・保育サービスの多様化を目的とした民間活力の導入

2. 公立教育・保育施設再配置の方策

ハード面での方策とソフト面での方策を複合的に実施します。

ハード面	公立施設としての必要性の判断	施設の配置状況や民間施設の受入れなどのバランスを考慮し、公立施設としての必要性を判断します。
	効率的・効果的な運営のための民間移管	将来にわたって効率的・効果的な施設運営が可能であると判断した施設については、民間への移管を検討します。
	施設存続の基準に基づく統廃合	施設存続について一定の基準を定め、教育・保育を行う上で望ましい集団活動が行えない施設については、統廃合を検討します。
ソフト面	新たな教育・保育サービスの提供	質の高い教育・保育を提供するための新たなサービスを検討するとともに、保育士・教諭の確保及び資質向上に向けた取り組みを進めます。
	既存の実施事業の拡充	保育環境の維持と保護者満足度を向上させるため、一時預かりなどの既存の実施事業の拡充を検討します。
	支援対象児への加配の適正化	特別な配慮が必要となる児童の発達を適切に支援するため、民間施設の基準となるよう、加配職員の適正化を行います。

教育・保育施設種別・地区ごとの方針

1. 公立教育・保育施設種別ごとの方針

今後の公立施設の整備については、種別ごとに以下の方針により実施します。

幼稚園

- 施設存続の基準に基づく統廃合
- 既存施設の維持向上

認定こども園

- 既存施設の役割・機能の強化

保育園

- 効率的・効果的な運営のための民間移管
- 統廃合による認定こども園化

施設の整備により削減された費用は、公立施設の機能の更なる強化や、新たな教育・保育サービスの提供に充てることとします。

2. 公立幼稚園における集団生活の適正規模

国が基準として示している「幼稚園設置基準」や、文部科学省が公表している「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」を踏まえ、本町の公立幼稚園において、教育・保育を行う上で望ましい集団活動が行える適正な規模を下記のとおり定めます。

1学級あたりの下限人数：12人

○下限人数の考え方

(幼児同士の関係性 ←→)

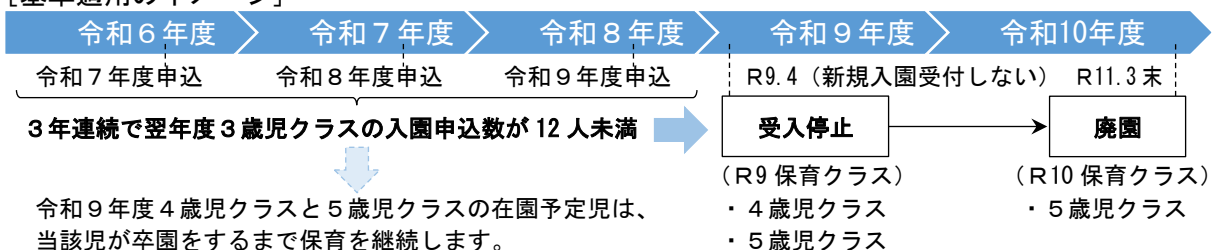
一般的に「集団」とは2人以上の集まりを言うが、幼児同士の関係性の構築からも、集団の人数は3人以上が望ましいと考えます。また、欠席があった場合などを踏まえると、最低4人以上を1グループ(単位)とすることが必要であります。さらに、グループ別での意見交換や気付きなど、多様性の観点から少なくとも4人1グループが3グループは必要であるため、公立幼稚園における1学級あたりの下限人数は「12人」が望ましいと考えます。

3. 公立幼稚園の施設存続の基準

- 前提条件
- ① 1学級あたりの下限人数として示した、「12人未満」を基本に判断します。
 - ② 基準日は翌年度の入園申込期日の「11月末日」とし、令和7年度から適用します。
 - ③ 統廃合が困難な施設については、この限りではないこととします。

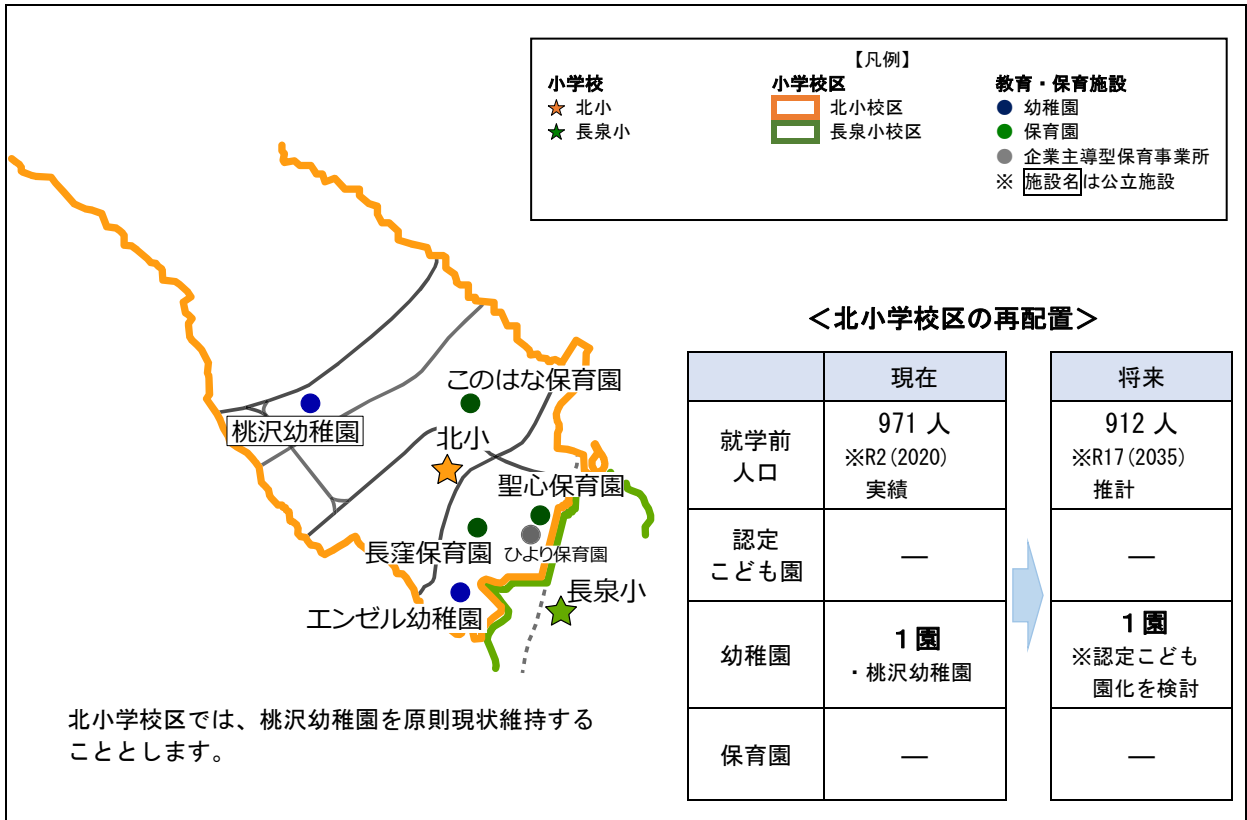
区分	内容
受入停止	基準日において、3年連続で翌年度の3歳児クラスの入園申込数が12人未満となった場合は、翌年度の3歳児クラスは「受入停止」とします。 受入停止した翌年度の3歳児クラスの申込者へは、近隣の公立園などへの入園を斡旋します。翌年度の4歳児クラスと5歳児クラスの在園予定児については、当該児が卒園をするまで保育を継続します。
廃園	受入停止後は、原則として翌年度の3歳児クラスの新規入園申込の受付は行わず、受入停止した年度の翌年度末をもって「廃園」とします。
統合	適正規模の下限を満たさなくなることが見込まれる場合などは、保育需要に応じた適正配置に充分配慮し、近隣の公立園との統合を検討します。

[基準適用のイメージ]

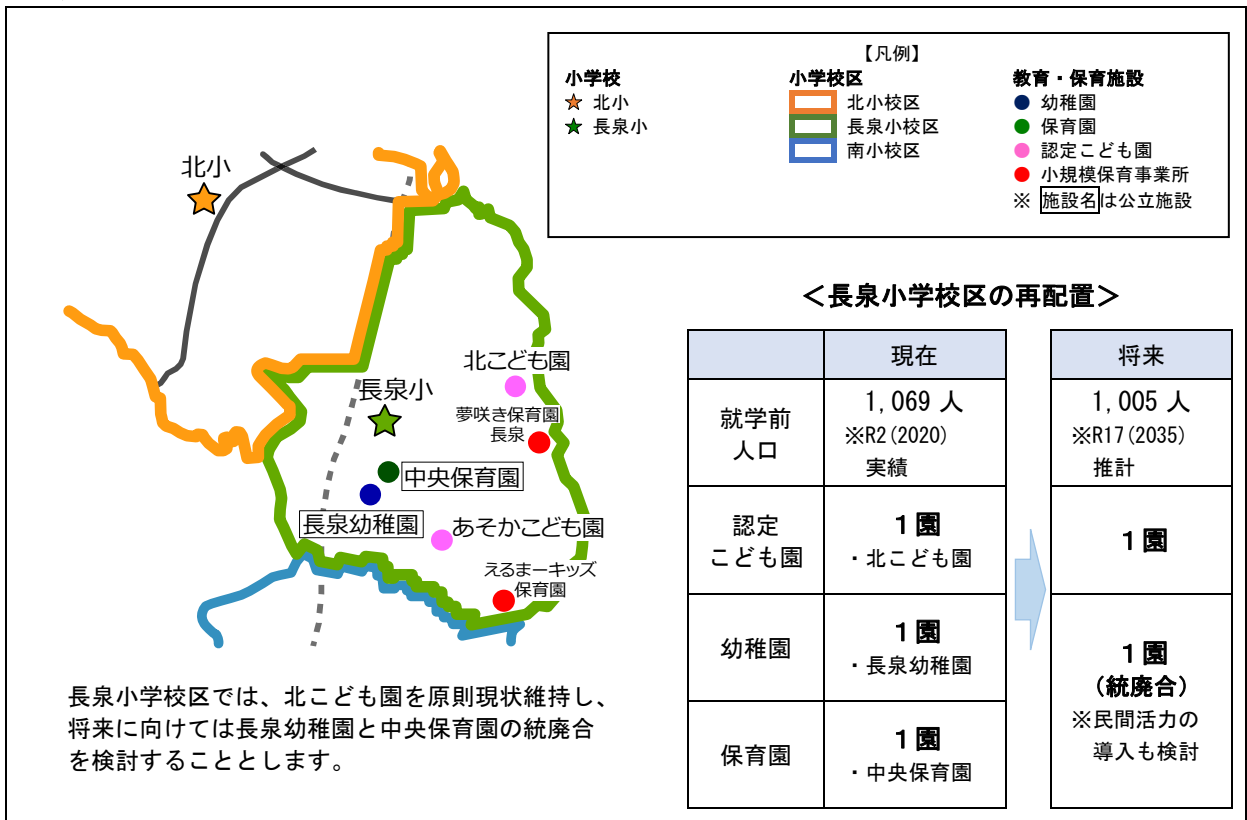


4. 公立教育・保育施設地区（小学校区）ごとの方針

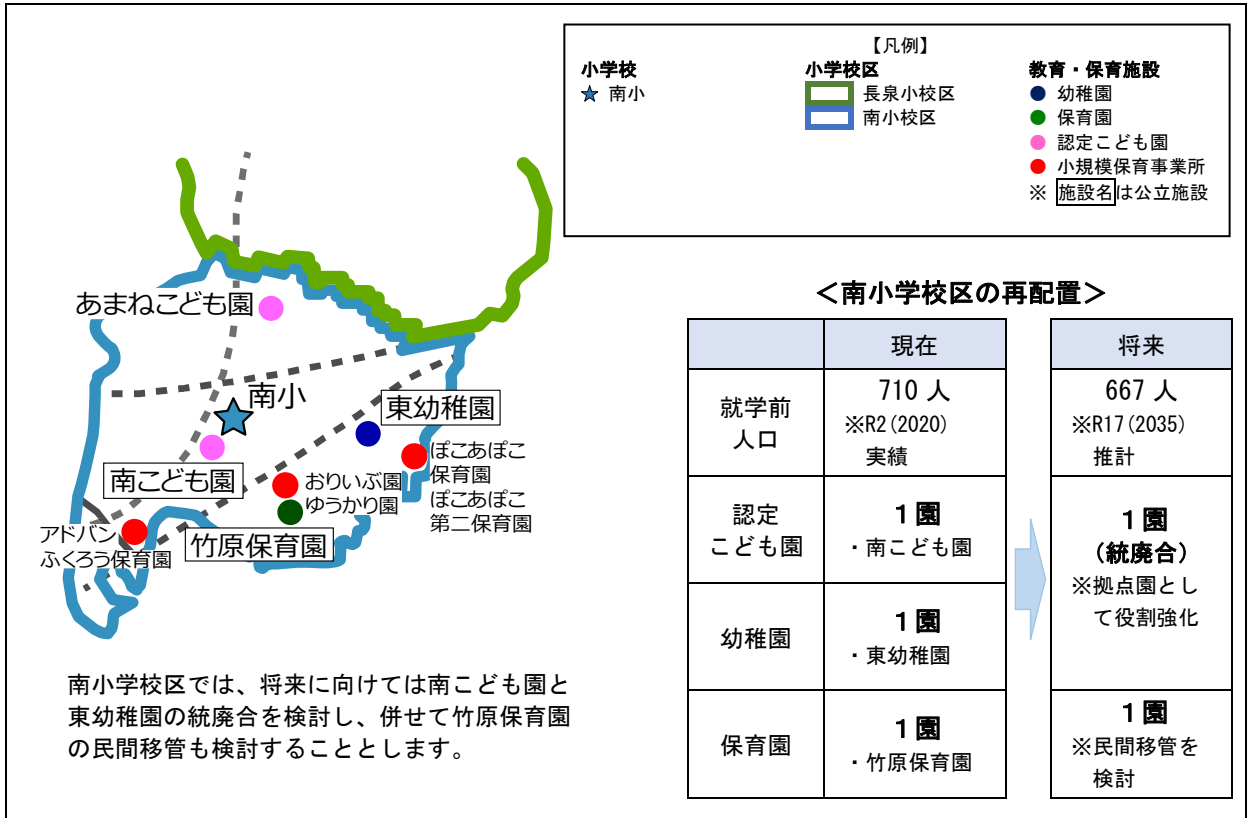
(1) 北小学校区



(2) 長泉小学校区



(3) 南小学校区



実現に向けて

1. 再配置の進め方

本計画の期間である概ね10年間において、上記再配置の内容を計画的に進めることとします。統廃合に関しては、公立幼稚園の施設存続の基準を踏まえることとしているため、入園申込時における説明などで十分に説明し、円滑に行えるよう努めることとします。

民間移管に関しては、移管までの手順や移管先の選定方法など、民間参入に関する基本方針やルールを示したガイドラインを定めることとし、移管期間を適切に設けるなど、在園児への影響を十分に考慮しながら、丁寧に進めるよう努めることとします。

2. 再配置の推進体制

本計画の推進にあたっては、今後、施設ごとに検討を行うことが必要となります。町の体制として庁内検討会を設置することのほか、保護者や関係団体の代表、有識者などにより構成された「長泉町子ども・子育て会議」から意見聴取をし、再配置を進めることとします。

長泉町公立教育・保育施設再配置計画 概要版 令和6年〇月

長泉町 こども未来課
〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828 番地
TEL : 055-989-5528 TAX : 055-989-5993
E-mail : kodomo@town.nagaizumi.lg.jp